

「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う株券等に関する業務規程の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程（平成 14 年 6 月 17 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（取扱株券等）</p> <p>第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）</u>に上場されている株券</p> <p>(2) <u>金融商品取引所</u>に上場されている新株予約権付社債券（新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものであって、新株予約権の行使により交付される株式に係る株券が機構において取り扱われるものに限る。以下同じ。）</p> <p>(3) <u>金融商品取引所</u>に上場されていた新株予約権付社債券（その発行者が当該新株予約権付社債券について期限の利益を喪失している場合又は会社法（平成17年法律第86号）第293条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる当該新株予約権付社債券の効力が無効となる場合を除く。）</p> <p>(4) 前2号に掲げる新株予約権付社債券のほか、<u>金融商品取引所</u>に株券を上場している発行者が発行する新株予約権付社債券のうち、当該新株予約権付社債券の総額が参加者（機構が規則に定める者に限り、参加者以外の者を含む。以下この号において同じ。）に割り当てられるものであって、かつ、当該参加者が、当該新株予約権付社債に係る新株予約権を行使し、新たに交付される株式を不特定多数の者に売却することを目的としているものうち、機構が規則で定める要件をすべて満たすもの</p> <p>(5) <u>金融商品取引所</u>に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資証券</p> <p>(6) <u>金融商品取引所</u>に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下「協同組織金融機関優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「協同組織金融機関の優先出資証券」</p>	<p>（取扱株券等）</p> <p>第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>証券取引所</u>に上場されている株券</p> <p>(2) <u>証券取引所</u>に上場されている新株予約権付社債券（新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものであって、新株予約権の行使により交付される株式に係る株券が機構において取り扱われるものに限る。以下同じ。）</p> <p>(3) <u>証券取引所</u>に上場されていた新株予約権付社債券（その発行者が当該新株予約権付社債券について期限の利益を喪失している場合又は会社法（平成17年法律第86号）第293条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる当該新株予約権付社債券の効力が無効となる場合を除く。）</p> <p>(4) 前2号に掲げる新株予約権付社債券のほか、<u>証券取引所</u>に株券を上場している発行者が発行する新株予約権付社債券のうち、当該新株予約権付社債券の総額が参加者（機構が規則に定める者に限り、参加者以外の者を含む。以下この号において同じ。）に割り当てられるものであって、かつ、当該参加者が、当該新株予約権付社債に係る新株予約権を行使し、新たに交付される株式を不特定多数の者に売却することを目的としているものうち、機構が規則で定める要件をすべて満たすもの</p> <p>(5) <u>証券取引所</u>に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資証券</p> <p>(6) <u>証券取引所</u>に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下「協同組織金融機関優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「協同組織金融機関の優先出資証券」とい</p>

新	旧
<p>という。)</p> <p>(7) <u>金融商品取引所</u>に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律に規定する受益証券(以下「受益証券」という。)</p> <p>(参加者の範囲)</p> <p>第14条 次に掲げる者は、規則で定めるところにより、機構に対し、法第6条第1項に規定する口座の開設を申請することができる。</p> <p>(1) <u>金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)</u> (削る)</p> <p>(2) <u>金融商品取引法第2条第30項に規定する証券金融会社(以下「証券金融会社」という。)</u></p> <p>(3) ~ (13)</p> <p>(14) <u>投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に規定する登録投資法人</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>(預託前株券等の取扱い)</p> <p>第41条 機構は、機構の行う保管振替業において取り扱う予定の株券の円滑な流通に資するため、準備株券(効力発生日以後株券として発行される予定のもので、会社法第216条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるものを取り扱う。</p> <p>(1) <u>金融商品取引所</u>に上場が予定される株券につき、<u>金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書</u>による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日(追加上場される日を含む。以下同じ。)の前に行う募集(同法第2条第3項に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。)に係る準備株券</p> <p>(2) <u>金融商品取引所</u>に上場が予定される株券につき、<u>金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書</u>による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う売出し(同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。)に係る株券</p> <p>(3) <u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発</p>	<p>う。)</p> <p>(7) <u>証券取引所</u>に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律に規定する受益証券(以下「受益証券」という。)</p> <p>(参加者の範囲)</p> <p>第14条 次に掲げる者は、規則で定めるところにより、機構に対し、法第6条第1項に規定する口座の開設を申請することができる。</p> <p>(1) <u>証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する証券会社</u></p> <p>(2) <u>外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第5号)第2条第2号に規定する外国証券会社</u></p> <p>(3) <u>証券取引法第2条第32項に規定する証券金融会社(以下「証券金融会社」という。)</u></p> <p>(4) ~ (14) (略)</p> <p>(15) <u>投資信託及び投資法人に関する法律第2条第20項に規定する登録投資法人</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>(預託前株券等の取扱い)</p> <p>第41条 機構は、機構の行う保管振替業において取り扱う予定の株券の円滑な流通に資するため、準備株券(効力発生日以後株券として発行される予定のもので、会社法第216条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるものを取り扱う。</p> <p>(1) <u>証券取引所</u>に上場が予定される株券につき、<u>証券取引法第5条に基づく有価証券届出書</u>による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日(追加上場される日を含む。以下同じ。)の前に行う募集(同法第2条第3項に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。)に係る準備株券</p> <p>(2) <u>証券取引所</u>に上場が予定される株券につき、<u>証券取引法第5条に基づく有価証券届出書</u>による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う売出し(同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。)に係る株券</p> <p>(3) <u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者</p>

新	旧
<p>行者が行う募集に係る準備株券及び当該募集と併せて行う売出しに係る株券につき、<u>金融商品取引法</u>第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う募集に係る準備株券及び売出しに係る株券</p> <p>(4) <u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者が行う株式無償割当てにより交付する株式に係る準備株券</p> <p>(5) <u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者が行う全部取得条項付種類株式の取得により対価として交付する異なる種類の株式に係る準備株券</p> <p>2 前項第1号から第3号までの規定は、外国における募集又は売出しについて、それぞれ準用する。この場合において、同項各号中「<u>金融商品取引法</u>第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後」とあるのは「<u>金融商品取引法</u>第24条の5第4項に基づく臨時報告書の提出が行われた後」と読み替えるものとする。</p> <p>(預託前株券等の保管に関する取扱いの廃止)</p> <p>第43条 機構は、前条第1項の規定により会社から受領した預託前株券等につき、<u>金融商品取引所</u>への上場が中止された場合は、当該預託前株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準備株券の保管に関する取扱い)</p> <p>第49条 機構は、保険業を営む相互会社(以下「保険相互会社」という。)が保険業法第85条の規定により株式会社に組織変更することにより発行する株券がその変更と同時に<u>金融商品取引所</u>に上場されることとなる場合は、上場日の3営業日前の日に、当該株券のうち上場日において当該組織変更により株式の割当てを受けた株主(当該保険相互会社から機構に当該割当てに係る株券を引渡すことをもって株券を受領すること並びに当該株券を第51条に規定する指定参加者に預託すること及び当該指定参加者が当該株券を機構に預託することにつき、あらかじめ同意した者であって当該保険相互会社から機構に通知された株式数に係るものに限る。)のために保管し、預託を受けることとなるものの準備株券を、当該保険相互会社(株主名簿管理人を置く場合は、当</p>	<p>が行う募集に係る準備株券及び当該募集と併せて行う売出しに係る株券につき、<u>証券取引法</u>第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う募集に係る準備株券及び売出しに係る株券</p> <p>(4) <u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者が行う株式無償割当てにより交付する株式に係る準備株券</p> <p>(5) <u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者が行う全部取得条項付種類株式の取得により対価として交付する異なる種類の株式に係る準備株券</p> <p>2 前項第1号から第3号までの規定は、外国における募集又は売出しについて、それぞれ準用する。この場合において、同項各号中「<u>証券取引法</u>第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後」とあるのは「<u>証券取引法</u>第24条の5第4項に基づく臨時報告書の提出が行われた後」と読み替えるものとする。</p> <p>(預託前株券等の保管に関する取扱いの廃止)</p> <p>第43条 機構は、前条第1項の規定により会社から受領した預託前株券等につき、<u>証券取引所</u>への上場が中止された場合は、当該預託前株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準備株券の保管に関する取扱い)</p> <p>第49条 機構は、保険業を営む相互会社(以下「保険相互会社」という。)が保険業法第85条の規定により株式会社に組織変更することにより発行する株券がその変更と同時に<u>証券取引所</u>に上場されることとなる場合は、上場日の3営業日前の日に、当該株券のうち上場日において当該組織変更により株式の割当てを受けた株主(当該保険相互会社から機構に当該割当てに係る株券を引渡すことをもって株券を受領すること並びに当該株券を第51条に規定する指定参加者に預託すること及び当該指定参加者が当該株券を機構に預託することにつき、あらかじめ同意した者であって当該保険相互会社から機構に通知された株式数に係るものに限る。)のために保管し、預託を受けることとなるものの準備株券を、当該保険相互会社(株主名簿管理人を置く場合は、当</p>

新	旧
<p>該株主名簿管理人。以下この目において同じ。) から一括して受領し、保管する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>株主名簿管理人。以下この目において同じ。) から一括して受領し、保管する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(準備株券の保管に関する取扱いの廃止)</p> <p>第50条 機構は、前条第1項の規定により保険相互会社から受領した準備株券につき、<u>金融商品取引所</u>への上場が中止された場合は、当該準備株券を機構の行う保管振替業において取り扱わない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(準備株券の保管に関する取扱いの廃止)</p> <p>第50条 機構は、前条第1項の規定により保険相互会社から受領した準備株券につき、<u>証券取引所</u>への上場が中止された場合は、当該準備株券を機構の行う保管振替業において取り扱わない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(指定金融商品取引清算機関からの振替請求に基づく参加者口座簿の記載等)</p> <p>第69条 機構は、参加者のうち<u>指定金融商品取引清算機関</u>(<u>金融商品取引清算機関</u>(<u>金融商品取引法</u>第2条第29項に規定する<u>金融商品取引清算機関</u>をいう。)のうち、規則で指定する者をいう。以下同じ。)が対象取引(<u>金融商品債務引受業</u>(同法第2条第28項に規定する<u>金融商品債務引受業</u>をいい、当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>が同法第156条の6第1項の業務を行う場合にあつては、同法第156条の3第1項第6号に規定する<u>金融商品債務引受業</u>等をいう。以下同じ。))の対象とする債務の起因となる取引であつて、当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>がその業務方法書において定めるものをいう。)の決済に係る株券の授受のための振替の請求を、清算参加者(当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>の業務方法書の定めるところにより、当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>が行う<u>金融商品債務引受業</u>の相手方となるための資格を有する者をいう。)であつて株券の渡方の参加者に代わつて当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>から受けた場合は、当該<u>指定金融商品取引清算機関</u>が指定した振替をする日に、参加者口座簿に当該振替に係る所要の記載をする。</p> <p>2 機構は、前項の記載をした場合は、規則で定めるところにより、振替の請求をした<u>指定金融商品取引清算機関</u>及び前項の参加者に振替済みの通知をする。</p>	<p>(指定証券取引清算機関からの振替請求に基づく参加者口座簿の記載等)</p> <p>第69条 機構は、参加者のうち<u>指定証券取引清算機関</u>(<u>証券取引清算機関</u>(<u>証券取引法</u>第2条第31項に規定する<u>証券取引清算機関</u>をいう。)のうち、規則で指定する者をいう。以下同じ。)が対象取引(<u>有価証券債務引受業</u>(同法第2条第30項に規定する<u>有価証券債務引受業</u>をいい、当該<u>指定証券取引清算機関</u>が同法第156条の6第1項の業務を行う場合にあつては、同法第156条の3第1項第6号に規定する<u>有価証券債務引受業</u>等をいう。以下同じ。))の対象とする債務の起因となる取引であつて、当該<u>指定証券取引清算機関</u>がその業務方法書において定めるものをいう。)の決済に係る株券の授受のための振替の請求を、清算参加者(当該<u>指定証券取引清算機関</u>の業務方法書の定めるところにより、当該<u>指定証券取引清算機関</u>が行う<u>有価証券債務引受業</u>の相手方となるための資格を有する者をいう。)であつて株券の渡方の参加者に代わつて当該<u>指定証券取引清算機関</u>から受けた場合は、当該<u>指定証券取引清算機関</u>が指定した振替をする日に、参加者口座簿に当該振替に係る所要の記載をする。</p> <p>2 機構は、前項の記載をした場合は、規則で定めるところにより、振替の請求をした<u>指定証券取引清算機関</u>及び前項の参加者に振替済みの通知をする。</p>

新	旧
<p>(新株予約権付社債の承継に伴う取扱い)</p> <p>第88条の3 機構は、存続会社、新設会社、完全親会社又は承継会社（以下この条において「存続会社等」という。）が合併、会社分割、株式交換及び株式移転に際し、消滅会社、完全子会社又は分割会社（以下この条において「消滅会社等」という。）の発行する新株予約権付社債に係る債務を承継する場合には、預託されている消滅会社等の新株予約権付社債券（以下「承継新株予約権付社債券」という。）の提出及び存続会社等の準備新株予約権付社債券（会社法第749条第1項第6号、第758条第7号若しくは第768条第1項第6号に規定する効力発生日又は第754条第1項、第764条第1項若しくは第774条第1項に規定する日（以下この条において「効力発生日等」という。）以後に交付されるもので、同法第292条第1項に規定する事項を記載したものをいう。以下この条において同じ。）の受領を行うものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(新株予約権付社債の承継に伴う取扱い)</p> <p>第88条の3 機構は、存続会社、新設会社、完全親会社又は承継会社（以下この条において「存続会社等」という。）が合併、会社分割、株式交換及び株式移転に際し、消滅会社、完全子会社又は分割会社（以下この条において「消滅会社等」という。）の発行する新株予約権付社債に係る債務を承継する場合には、<u>参加者及び顧客からの委任に基づき</u>、預託されている消滅会社等の新株予約権付社債券（以下「承継新株予約権付社債券」という。）の提出及び存続会社等の準備新株予約権付社債券（会社法第749条第1項第6号、第758条第7号若しくは第768条第1項第6号に規定する効力発生日又は第754条第1項、第764条第1項若しくは第774条第1項に規定する日（以下この条において「効力発生日等」という。）以後に交付されるもので、同法第292条第1項に規定する事項を記載したものをいう。以下この条において同じ。）の受領を行うものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(預託、口座振替及び交付)</p> <p>第89条 参加者は、第9条第2号及び第3号に規定する新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、<u>金融商品取引所</u>が定める売買単位の整数倍により行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(預託、口座振替及び交付)</p> <p>第89条 参加者は、第9条第2号及び第3号に規定する新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、<u>証券取引所</u>が定める売買単位の整数倍により行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(取得条項付新株予約権付社債の全部取得)</p> <p>第92条の3 機構は、会社が取得条項付新株予約権付社債を全部取得し、対価として新たに当該会社の株式を交付する場合には、会社に対する預託新株予約権付社債券の提出、新たに交付される株式の株主となるべき者の通知及び新たに交付される株式に係る株券の受領を行うものとする。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(取得条項付新株予約権付社債の全部取得)</p> <p>第92条の3 機構は、会社が取得条項付新株予約権付社債を全部取得し、対価として新たに当該会社の株式を交付する場合には、<u>参加者及び顧客からの委任に基づき</u>、会社に対する預託新株予約権付社債券の提出、新たに交付される株式に係る株券の受領を行うものとする。</p> <p>2～8 (略)</p>

2. 附則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。

以 上